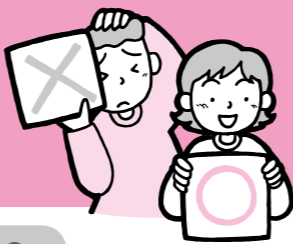


# 整骨院・接骨院等で 施術を受けられる方へ



健康保険が **使える場合** と **使えない場合** があります

**!** 整骨院や接骨院は、国家資格を持つ柔道整復師（マッサージ師）が施術する施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が使える範囲が限られています。

健康保険が使えるのは外傷性による負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状等には使えません。

施術を受けたあとで健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので十分注意しましょう。



## 健康保険が使えるのはどんなとき?

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）と判断され、施術を受けたとき。  
※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。（詳しくは医療機関にお問い合わせください）
- 骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

**主な負傷例**▶日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みがでたとき。

## 健康保険が使えないのはどんなとき?

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）が原因の痛みやこり。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。

## 治療を受けるときの注意

- 整骨院や接骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるか確認しましょう。
- 施術を受けたときには「柔道整復術療養費支給申請書」の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に、必ず自分で署名しましょう。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 平成22年9月の施術分から、窓口払いの領収書が無料で発行されていますので、必ず受け取ってください。税金の確定申告の医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管しましょう。

お問合せ ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

平成26年12月診療分までの自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、 150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

上位所得者と一般の所得区分が細分化されます。

平成27年1月診療分からの自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
901万円超※1	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 未申告者の所得区分は「901万円超」となります。

※2 過去12カ月で、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

### 【平成27年1月以降の計算例】

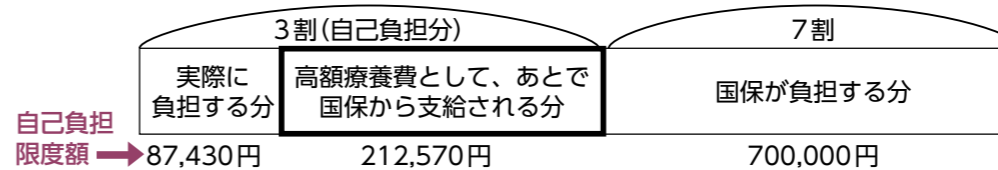
★所得区分が **210万円超 600万円以下** の場合

40歳の方が入院して1カ所の医療機関で医療費が100万円かかった

自己負担割合は3割なので、自己負担分は30万円

自己負担限度額は

$$80,100円 + (100万円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$



●限度額適用認定証を提示した場合、窓口での支払金額は87,430円となります。

●限度額適用認定証を提示しない場合は、いったん30万円を窓口で支払い、後日高額療養費分が支給されます。

**限度額適用認定証とは**…入院や手術で医療費が高額になる場合に医療機関で提示すると、窓口でのお支払額があらかじめ高額療養費を差し引いた金額になる証明書のことです。提示しなかった場合は、窓口で3割の自己負担分をいったん支払うことになります。

高額な医療費が見込まれる時は、あらかじめ国保年金係へ申請し、限度額適用認定証の交付を受けてご利用ください。ただし、国保税に滞納がある場合は、認定証の交付はできません。

所得の計算方法や、同じ月内で複数の医療機関にかかった場合、高額医療費の対象とならないものなど、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

## 町長日誌

(11月1日～30日)

11月1日	市川市民まつり(市川市)
	成田市制施行60周年記念式典(成田市)
2日	ひたちなか市産業交流フェア(茨城県)
4日～8日	航空機騒音等対策協議会視察研修(ドイツ)
9日	芝山はにわ祭(芝山町)
11日	圏央道建設促進県民会議(千葉市)
12日	千葉県国民健康保険団体連合会理事会(千葉市)
13日	小中学校児童生徒音楽会
14日	老人クラブ連合会チャリティータウン・ゴルフ大会 知事と市町村長との意見交換会(千葉市)
17日	成田用水推進協議会(成田市)
18日	多古の子町の子みんなの子集会
19日	千葉県町村会定例会(東京都) 全国町村長大会(東京都)
23日	いきいきフェスタ TAKO2014
26日	区長会議
28日	出張美術館 in 多古 プレオープン

国民健康保険に加入の皆さんへ  
平成27年1月から、70歳未満の方の  
高額療養費の自己負担限度額が変わります!

「高額療養費」とは、同じ月内にかかった医療費の自己負担額（3割）が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻される制度です。  
現在、70歳未満の自己負担限度額は3つの所得区分に分かれています。平成27年1月診療分から5つの所得区分に細かくなり、「高額療養費」の自己負担限度額が変わります。  
なお、70歳以上の方について変更はありません。